



平成21年6月25日

各 位

会 社 名 北陸ミサワホーム株式会社
代表者名 代表取締役社長 高見 幸三
(JASDAQ コード番号 : 1763)
問合せ先 代表取締役専務 林 諭高
(連絡先電話番号 076-222-1558)

自己株式の公開買付けの結果並びに主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

当社は、平成21年5月13日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）第165条第3項の規定により読み替えて適用される会社法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の開始を決議し、平成21年5月14日より実施してまいりましたが、平成21年6月24日をもって終了致しましたので、その結果につきまして下記のとおりお知らせ致します。

また、本公開買付けに伴い、主要株主及びその他の関係会社の異動がありますので、併せてお知らせ致します。

記

I. 自己株式の公開買付けの結果

1. 公開買付けの概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

北陸ミサワホーム株式会社 石川県金沢市堀川町23番23号

(2) 買付け等をする上場株券等に係る株式の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

① 買付け等の期間

平成21年5月14日（木曜日）から平成21年6月24日（水曜日）まで（30営業日）

② 公開買付開始公告日

平成21年5月14日（木曜日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき 金300円

(5) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

みずほインベスターズ証券株式会社
東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号

② 決済の開始日

平成21年7月1日（水曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所（外国人株主の場合はその常任代理人の住所）宛てに郵送します。買付けは現金にて行います。買付代金より適用ある源泉徴収税額（注）を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の本店又は全国各支店にてお支払いします。

（注）公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について

（イ）個人株主の場合

買付代金と買付けられた株式に係る取得価額との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象になります。

（ロ）法人株主の場合

みなし配当課税に係る源泉徴収額（買付価格が1株当たりの資本金等の額を超過する部分について、原則として、その7%に相当する金額）が差し引かれます。なお、外国人株主のうち、適用ある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税の軽減または免除を受けることを希望され、かつ平成21年6月24日（水曜日）までに公開買付代理人に対して租税条約に関する届出書を提出することを通知された株主は、決済の開始日の前営業日（平成21年6月30日（火曜日））までに同届出書を公開買付代理人にご提出下さい。

2. 公開買付けの結果

(1) 応募の状況

応募株券等の総数が買付予定数（4,264,221株）を超えなかったため、応募株券等の全部の買付けを行います。

株券等種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 超過予定数	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	4,264,221株	一株	4,020,836株	4,020,836株

(2) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

3. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

北陸ミサワホーム株式会社

石川県金沢市堀川町23番23号

株式会社ジャスダック証券取引所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

II. 主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

当社の主要株主である林繁氏が、その保有する当社普通株式の全てを本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主に該当しないこととなるものであります。

2. 当該主要株主の氏名等

氏 名 林 繁
住 所 石川県金沢市

3. 異動前後における当該主要株主の所有議決権数（所有株式数）及びその議決権総数（発行済株式総数）に対する割合並びに株主順位

	所有議決権数 (所有株式数)	議決権総数に対する割合 (発行済株式総数に対する割合)	株主順位
異動前	1,477 個 (738,800 株)	11.02% (11.02%)	第3位
異動後	— (—)	— (—)	—

(注1) 異動前の「議決権総数に対する割合」の計算においては、当社の第39期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数(13,405個)を分母として計算しています。なお、議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は、3,500株です。

(注2) 異動前の「発行済株式総数に対する割合」の計算においては、当社の第39期第3四半期報告書に記載された平成21年2月13日現在の発行済株式総数(6,706,000株)を分母として計算しています。

(注3) 異動前の「議決権総数に対する割合」及び「発行済株式総数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

4. 異動予定年月日

平成21年7月1日（本公開買付けの決済開始日）

III. その他の関係会社の異動

1. 異動が生じる経緯

当社のその他の関係会社であるミサワホーム株式会社（以下「ミサワホーム」といいます。）が、その保有する当社普通株式のうち771,334株を本公開買付けに応募した結果、当社のその他の関係会社に該当しないこととなるものであります。なお、当社は、ミサワホームから住宅部材の仕入を行っており、また監査役の派遣を受けておりますが、これらの取引関係及び人的関係につきましては、現在のところ変更の予定はありません。

2. その他の関係会社の名称、住所、代表者の氏名、資本の額及び事業の内容

名 称 ミサワホーム株式会社
本店所在地 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
代表者の氏名 代表取締役 竹中 宣雄
資本金の額 23,412,999,000円

事業の内容 工業化住宅の製造・施工・販売、宅地の造成・販売、増改築・リフォーム工事他

事業年度の末日 3月31日

上場取引所 株式会社東京証券取引所市場第一部
株式会社大阪証券取引所市場第一部
株式会社名古屋証券取引所市場第一部

3. 異動前後におけるその他の関係会社の所有議決権数（所有株式数）及びその議決権総数（発行済株式総数）に対する割合並びに株主順位

	所有議決権数 (所有株式数)	議決権総数に対する割合 (発行済株式総数に対する割合)	株主順位
異動前	2,240 個 (1,120,000 株)	16.71% (16.70%)	第2位
異動後	697 個 (348,666 株)	12.99% (5.20%)	第2位

(注1) 異動前の「議決権総数に対する割合」の計算においては、当社の第39期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数(13,405個)を分母として計算しています。なお、議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は、3,500株です。

(注2) 異動後の「議決権総数に対する割合」の計算においては、当社の第39期第3四半期報告書に記載された平成20年12月31日現在の総株主の議決権の数(13,405個)より、本公開買付けに応募のあった株式(4,020,836株)に係る議決権の数(8,041個)を減じた数(5,364個)を分母として計算しています。

(注3) 異動前後の「発行済株式総数に対する割合」の計算においては、当社の第39期第3四半期報告書に記載された平成21年2月13日現在の発行済株式総数(6,706,000株)を分母として計算しています。

(注4) 異動前後の「議決権総数に対する割合」及び「発行済株式総数に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

4. 異動予定年月日

平成21年7月1日(本公開買付けの決済開始日)

IV. 今後の見通し

当社は、平成21年5月13日公表の「自己株式の取得及び当社普通株式の非公開化を目的とした自己株式の公開買付けに関するお知らせ」に記載の通り、本公開買付け及びその後の一連の経路を経て、当社普通株式を非公開化(以下「本非公開化」といいます。)することを予定しておりますが、本公開買付けをもってしても、北陸総合計画株式会社(以下「北陸総合計画」といいます。)及びミサワホームが継続保有する予定の当社普通株式並びに当社が本公開買付け前にすでに保有していた自己株式を除く全ての当社普通株式を取得できなかったため、今後、以下の方策を講じる予定です。

具体的には、当社は、①普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定め)をいいます。

以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③全部取得条項の付された発行済みの当社普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付することを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する予定です。また、かかる手続の実行に際して、本臨時株主総会において上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、本臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)の決議が必要となります。そのため、当社は、本臨時株主総会と同日に本種類株主総会を開催することを予定しております。

本臨時株主総会及び本種類株主総会において上記議案が承認され、上記各手続が実行された場合、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全てが当社により取得され、当社の株主には当該取得の対価として当社の発行する別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち、新たに発行される別の種類の当社株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号。その後の改正を含みます。)に定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。)を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却の結果、株主に交付されることになる金銭の額については、特段の事情がない限り、本公開買付けの買付価格と同一の価格を基準として算定されることが予定されています。また、全部取得条項が付された発行済みの普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式の種類及び数は本日現在未定ですが、当社は、本非公開化の実施のために、北陸総合計画及びミサワホーム以外の当社株主に対し交付しなければならない当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

もっとも、関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、本非公開化の実施方法に変更が生じる可能性があります。この場合においても、北陸総合計画及びミサワホーム以外の株主に対して、適用法令に基づく手続に従い、最終的に金銭のみを交付する方法を採用することを予定しております。

なお、これらの場合における当該金銭の額については、原則として本公開買付けにおける買付価格と同一の基準を用いて算出される予定です。

また、全部取得条項が付された発行済みの普通株式の取得の対価として新たに交付する当社株式については、現在のところ、株式の上場申請を行う予定はありません。

以上の場合における具体的な手続については、決定次第、速やかに公表致します。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a)上記②に関する当社の定款変更に際しては、会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、当社の株主がその有する株式の買取を請求できる旨が定められております。また、(b)上記③が当社の株主総会において決議された場合には、同様の趣旨により、会社法第172条及びその他関係法令の定めにしたがって、裁判所に対し、当該株式の取得価格決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、(a)又は(b)の方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的に裁判所の判断に依拠するものであるため、買取価格又は取得価格が本公開買付けの買付価格と異なる可能性があります。加えて、当該請求又は申立てに関する所要の手続につきましては、株主各位においてご自身の判断・責任において、ご対応下さいませようお願い致します。

なお、上記は、本公開買付け後の予定を明確にすることを目的としたものであり、当社株主総会における株主各位の賛成の議決権の行使を勧誘するものではありません。加えて、当社が新たに発行する普通株式が1株に満たない場合の金銭交付及び少数株主の権利行使に伴う請求又は申立てに基づく当社普通株式の買取等に関する税務上の取扱につきましては、株主各

位の必要に応じて税務の専門家にご確認下さいますようお願い致します。

また、当社普通株式は、本日現在、ジャスダック証券取引所に上場されておりますが、当社は、上記手続に従い、北陸総合計画及びミサワホームが継続的に保有する株式以外の全てを取得することを予定しておりますので、上記手続の実施過程において、当社普通株式は上場廃止となることを見込まれます。なお、上場廃止後は、当社普通株式をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

以 上